

令和2年2月中に雇用していた「従業員数」に応じて給付金を支給します

### ③「飲食業等雇用継続支援給付金」申請フローチャート



① 業種は次に該当しますか？

(ア) 宿泊業 (イ) 飲食店

申請期限

令和2年8月31日(月)まで

はい

いいえ

**非該当** (注)業種を限定した支援となります

② 「令和2年2月中」に勤務している従業員数（正規・非正規問わず）は6人以上いましたか？

はい

いいえ

**非該当** (注)事業規模に応じた従業員の確保を目的とした支援となります

**支給対象となりますので、同封の申請書を提出してください（1事業者1回）**

※ 従業員数6人以上10人以下 30万円を支給します

※ 従業員数11人以上20人以下 50万円を支給します

※ 従業員数21人以下 70万円を支給します

(申請に必要な書類)

(ア) 砂川市飲食業等雇用継続支援給付金申請書（別記第1号様式）

(イ) 令和2年2月中における従業員の数を確認できる書類（賃金台帳、出勤簿等）

(ウ) 砂川市飲食業雇用継続支援給付金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第2号様式）

(エ) 通帳の写し等口座番号がわかる書類 ※他の申請で提出する場合は省略

同封の「返信用封筒」に必要書類を入れ、投函してください

